

令和4年9月2日提出

# 一宮市議会定例会議案

単 行



# 目 次

## 令和4年9月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第69号	一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について .....	1頁
議案第70号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について .....	6頁
議案第71号	一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について .....	61頁
議案第72号	一宮市手数料条例の一部改正について .....	69頁
議案第73号	一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について .....	84頁
議案第74号	水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について .....	88頁
議案第75号	電子黒板の売買契約の締結について .....	89頁
議案第76号	損害賠償の額の決定について .....	90頁
認定第1号	令和3年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について .....	91頁
認定第2号	令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について .....	92頁
認定第3号	令和3年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について .....	93頁
報告第16号	専決処分の報告について .....	94頁
報告第17号	令和3年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について .....	96頁
報告第18号	令和3年度愛知県一宮市病院事業会計継続費の精算報告について .....	98頁
報告第19号	令和3年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について .....	100頁
報告第20号	令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について .....	101頁
報告第21号	令和3年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について .....	102頁



議案第69号

一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びにビラの作成に係る公費負担の限度額をそれぞれ引き上げるため、本案を提出する。

一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

**第1条** 一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成5年一宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 一宮市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条第1号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において当該借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃</p>	<p>(公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において当該借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃</p>

料の供給に関する契約である場合  
当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

## 2 略

第5条 一宮市は、候補者(第3条の規定による届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500以下である場合 52

料の供給に関する契約である場合  
当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 略

## 2 略

第5条 略

(1) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500以下である場合 54

<p><u>5円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>573,030円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p><u>1円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙における選挙運動用ポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

**第2条** 一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年一宮市条例第46号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 一宮市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 一宮市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、</p>



同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の一宮市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び一宮市の議会議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正により、地方公務員に係る定年の引上げ並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等が行われることに伴い、これらの制度改正のために必要な事項を定めるため、本案を提出する。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(一宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年一宮市条例第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略</p>	<p>(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(10) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市職員の定年等に関する条例(昭和59年一宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号_____ )第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3_____ _____の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>目次 <u>第1章 総則(第1条)</u> <u>第2章 定年制度(第2条—第5条)</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第11条)</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制(第12条・第13条)</u> <u>第5章 雑則(第14条)</u> 付則 <u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、<u>第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7</u>の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

## 第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、公衆衛生の業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その

職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該

職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により

公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充する

## 第2章 定年制度

## 第2条 略

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある

と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)

を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超

ることができない。

と認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。)

を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超

ることができない。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充する

ことができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、  
、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

第5条 略

ことができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制  
(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)第7条の

2第1項に規定する管理職員(公衆衛生の業務に従事する医師を除く。)の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従

った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする  
こと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をする

べき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超え



ない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その

他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雑則

（雑則）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

【別記 参照】

3 前項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年一宮市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」と

#### 付 則

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第5条の規定は、公布の日から施行する。

いう。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員には適用しない。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 【別記】

改正案

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果等に関する条例(昭和26年一宮市条例第29号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下_____給料_____ (法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬)の10分の1以下を減ずるものとし、その期間及び額は、個々の場合について任命権者が定める。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬)の10分の1以下を減ずるものとし、その期間及び額は、個々の場合について任命権者が定める。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年一宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>略</p> <p>3 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」)という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることがで</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 略</p> <p>略</p> <p>3 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」)という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割り振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることがで</p>

きる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員 について は、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日 (再任用短時間勤務職員 にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日 (再任用短時間勤務職員 にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (再任用短時間勤務職員 にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

#### 2～4 略

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員 (再任用短時間勤務職員 を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかか

きる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員 については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

#### 第4条 略

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割り振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日 (定年前再任用短時間勤務職員 にあつては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、勤務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日 (定年前再任用短時間勤務職員 にあつては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。(年次有給休暇)

第12条 略

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (定年前再任用短時間勤務職員 にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) 略

#### 2～4 略

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員 (定年前再任用短時間勤務職員 を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかか

わらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

わらず、その職務の性質等を考慮して、市長の定める基準に従い、任命権者が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第5条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(法第2条第1項に規定する公益的法人等のうち条例で定めるもの等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p>(法第2条第1項に規定する公益的法人等のうち条例で定めるもの等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項____の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員_____</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5)一宮市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(6) 略</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第6条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の職員の処遇等に関する条例(平成11年一宮市条例第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、本来行うべき事務・事業に支障を来す場合を除き、一宮市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこ</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p>

<p>れに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、一般職の職員(次項各号に掲げる職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>一宮市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第7条** 一宮市職員の育児休業等に関する条例(平成4年一宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職</p>	<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める職員)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>一宮市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第9条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間</u></p>

<p>員等 _____」という。)を除く。) (部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年一宮市条例第14号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等 _____)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>勤務職員等」という。)を除く。) (部分休業の承認)</p> <p>第10条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年一宮市条例第14号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等 _____)を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)をいう。)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2・3 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の給与に関する条例の一部改正)

**第8条** 一宮市職員の給与に関する条例(昭和26年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(再任用職員 _____)の給料月額)</p> <p>第4条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員 _____」という。)の給料月額は、その者 _____に適用される給料表の再任用職員 _____の項に掲げる給料月額のうち、その者 _____の属する職務の級に応じた額 _____とする。</p> <p>2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定に</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</p> <p>第4条の2 法第22条の4第1項 _____の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間数を同条第1項に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>



より定められたその者の勤務時間数を同条第1項に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第5条 略

2・3 略

4 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が規則で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5 略

6 55歳(市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

7~9 略

(再任用職員 について  
の適用除外)

第9条の4 第8条 及び  
前条の規定は、再任用職員  
には適用しない。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ10

(昇給の基準)

第5条 略

2・3 略

4 職員の昇給は、市長が規則で定める日に、同日前において市長が規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして市長が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

5 略

6 55歳(市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

7~9 略

(定年前再任用短時間勤務職員について  
の適用除外)

第9条の4 第5条、第8条、第9条の2第3項及び  
前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員  
には適用しない。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ10

0分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条及び第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午

0分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条及び第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市長が別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項で定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午

後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合」とあるのは、「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)」とする。

4 第1項の規定により正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(以下この条において「第1項勤務」という。)に係る時間及び第2項の規定により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(同項に規定する市長が別に定める時間にした勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。)に係る時間の合計時間が、1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えた全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務に係る部分にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)、第2項勤務に係る部分にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えた全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務に係る部分にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)か

後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合」とあるのは、「100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125)」とする。

4 第1項の規定により正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ正規の勤務時間外にした勤務(以下この条において「第1項勤務」という。)に係る時間及び第2項の規定により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(同項に規定する市長が別に定める時間にした勤務を除く。以下この条において「第2項勤務」という。)に係る時間の合計時間が、1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えた全時間に対して、第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務に係る部分にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、第2項勤務に係る部分にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えた全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務に係る部分にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)か

ら第1項に規定する市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第2項勤務に係る部分にあっては100分の50から第2項に規定する市長が規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第15条の6 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条

において「特定管理職員」

という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

第15条の7 略

第15条の8 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

ら第1項に規定する市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第2項勤務に係る部分にあっては100分の50から第2項に規定する市長が規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 略

(期末手当)

第15条の6 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市長が規則で定める職員を除く。第16条第2項第1号及び第2号において「特定管理職員」

という。)にあっては、100分の100を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

第15条の7 略

第15条の8 略

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 任命権者は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号の規定に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

3～5 略  
(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

3～5 略  
(勤勉手当)

第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死

亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ 以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ 当該再任用職員 \_\_\_\_\_ の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 略

付 則

1～8 略

(満55歳以上の職員に支給する給料月額等に関する特例措置)

- 9 平成30年3月31日までの間、職員(行政職給料表(1)、栄養士職等給料表及び保健師職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの、行政職給料表(2)の適用を受ける職員並びに再任用職員及び再任用短時間勤務職員を除く。以下「特定職員」という。)が満55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が同日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以

亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在をいう。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95(特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45(特定管理職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 略

付 則

1～8 略

(満55歳以上の職員に支給する給料月額等に関する特例措置)

- 9 平成30年3月31日までの間、職員(行政職給料表(1)、栄養士職等給料表及び保健師職等給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの、行政職給料表(2)の適用を受ける職員並びに定年前再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ を除く。以下「特定職員」という。)が満55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が同日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以

後の給料月額を支給に当たっては、当該特定職員の受ける給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額(その額を当該給料月額から減じた額が当該特定職員の属する職務の級の最低の号に係る給料月額に達しない場合にあつては、当該最低の号に係る給料月額を当該特定職員の給料月額から減じた額)を減ずる。

10・11 略

後の給料月額を支給に当たっては、当該特定職員の受ける給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額(その額を当該給料月額から減じた額が当該特定職員の属する職務の級の最低の号に係る給料月額に達しない場合にあつては、当該最低の号に係る給料月額を当該特定職員の給料月額から減じた額)を減ずる。

10・11 略

(60歳超職員の給料月額の特例)

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年一宮市条例第 号)による改正前の一宮市職員の定年等に関する条例(昭和59年一宮市条例第3号)第3条ただし書に規定する職員

(3) 一宮市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定に

より延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) 一宮市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

14 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市長が規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。



16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第14項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、付則第14項及び第15項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 付則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第12項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 付則第12項から前項までに定めるもののほか、付則第12項の規定による給料月額、付則第14項の規定による給料その他付則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表第1 行政職給料表(第4条関係)

ア 行政職給料表(1)

【別記1 参照】

備考 略

イ 行政職給料表(2)

【別記2 参照】

備考 略

別表第2 医療職給料表(第4条関係)

ア 医療職給料表(1)

【別記3 参照】

備考 略

イ 医療職給料表(2)

【別記4 参照】

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

【別記5 参照】

別表第1 行政職給料表(第4条関係)

ア 行政職給料表(1)

【別記1 参照】

備考 略

イ 行政職給料表(2)

【別記2 参照】

備考 略

別表第2 医療職給料表(第4条関係)

ア 医療職給料表(1)

【別記3 参照】

備考 略

イ 医療職給料表(2)

【別記4 参照】

備考 略

ウ 医療職給料表(3)

【別記5 参照】

備考 略

備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 【別記1】

現行

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員	略									
____以外 の職員	略									
再任用職員	略									
____	略									

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外 の職員	略									
定年前再任用短時間勤務職員	略									

## 【別記2】

現行

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員	略					
____以外 の職員	略					

再任用職員	略
_____	
_____	

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員	略					

【別記3】

現行

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員	略					
_____以外 の職員						
再任用職員	略					
_____						

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略					
定年前再任用短時間勤務職員	略					

務職員	
-----	--

【別記4】

現行

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員	略								
_____以外 の職員	略								
再任用職員	略								
_____	略								

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略								
定年前再任用短時間勤務職員	略								

【別記5】

現行

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再任用職員	略							
_____以外 の職員	略							

再任用職員	略
_____	
_____	

改正案

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略							
定年前再任用短時間勤務職員	略							

(一宮市職員の降給に関する条例の一部改正)

**第9条** 一宮市職員の降給に関する条例(平成28年一宮市条例第14号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が降任された</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(降給の種類)</p> <p>第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに<u>地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)</u>とする。</p> <p>(降格の事由)</p> <p>第3条 任命権者は、職員が<u>降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行</u></p>

<p>_____ 場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>付 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>_____ することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、_____ 必要があると認める場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>付 則</p> <p>1～3 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>4 <u>一宮市職員の給与に関する条例付則第12項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、第2条中「とする」とあるのは「並びに一宮市職員の給与に関する条例付則第12項の規定による降給とする」とする。</u></p> <p>5 <u>第5条の規定は、一宮市職員の給与に関する条例付則第12項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第10条** 一宮市職員の退職手当に関する条例(昭和31年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))を除く。以下「職員」という。)が</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項_____の規定により採用された者(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下「職員」という。)が</p>

退職し、又は死亡した場合において、その者又はその者の遺族に対して支給する。

2 職員以外の者(再任用職員\_\_\_\_を除く。第10条第2項において同じ。)のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) 略

2・3 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

退職し、又は死亡した場合において、その者又はその者の遺族に対して支給する。

2 職員以外の者(定年前再任用短時間勤務職員を除く。第10条第2項において同じ。)のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 略

(1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(4) 略

2・3 略

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) 略

2・3 略

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職したものであって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表略

（退職手当の調整額）

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

(2)～(7) 略

2・3 略

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職したものであって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表略

（退職手当の調整額）

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある



月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下

「休職月等」という。)のうち市長が規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) 略

2～5 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集

(2) 略

2～14 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したこと、その他市長が別に定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した

月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項において「休職月等」という。)のうち市長が規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額

(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

(1)～(8) 略

2～5 略

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第8条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

(1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、退職の日において定められているその者に係る定年から20年を減じた年齢以上である職員を対象として行う募集

(2) 略

2～14 略

(失業者の退職手当)

第10条 略

2・3 略

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したこと、その他市長が別に定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長が別に定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した

期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

5～10 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条

期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

11 略

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条

第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起

訴に係る犯罪について<sup>こ</sup>禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<sup>こ</sup>禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起し

第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 略

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<sup>こ</sup>禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 略

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<sup>こ</sup>禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条

ない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略  
6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を

第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略  
6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 略

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職等処分(以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を

除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職

除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職

等処分を受けるべき行為をしたと認め  
たとき。

2～6 略

(退職手当の受給者の相続人からの退職  
手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場  
合には、その遺族)に対し当該退職に係る  
一般の退職手当等の額が支払われた後  
において、当該一般の退職手当等の額の支  
払を受けた者(以下この条において「退職  
手当の受給者」という。)が当該退職の日  
から6月以内に第15条第1項又は前条第1  
項の規定による処分を受けることなく死  
亡した場合(次項から第5項までに規定す  
る場合を除く。)において、当該退職に係  
る退職手当管理機関が、当該退職手当の  
受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下  
この条 \_\_\_\_\_ において同じ。)に  
対し、当該退職の日から6月以内に、当該  
退職をした者が当該一般の退職手当等の  
額の算定の基礎となる職員としての引き  
続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受  
けるべき行為をしたことを疑うに足りる  
相当な理由がある旨の通知をしたとき  
は、当該退職手当管理機関は、当該通知  
が当該相続人に到達した日から6月以内  
に限り、当該相続人に対し、当該退職を  
した者が当該一般の退職手当等の額の算  
定の基礎となる職員としての引き続いた  
在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべ  
き行為をしたと認められることを理由と  
して、当該一般の退職手当等の額(当該退  
職をした者が失業手当受給可能者であつ  
た場合にあつては、失業者退職手当額を  
除く。)の全部又は一部に相当する額の納  
付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6  
月以内に第15条第5項又は前条第3項にお  
いて準用する一宮市行政手続条例第15条  
第1項の規定による通知を受けた場合に

等処分を受けるべき行為をしたと認め  
たとき。

2～6 略

(退職手当の受給者の相続人からの退職  
手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場  
合には、その遺族)に対し当該退職に係る  
一般の退職手当等の額が支払われた後  
において、当該一般の退職手当等の額の支  
払を受けた者(以下この条において「退職  
手当の受給者」という。)が当該退職の日  
から6月以内に第15条第1項又は前条第1  
項の規定による処分を受けることなく死  
亡した場合(次項から第5項までに規定す  
る場合を除く。)において、当該退職に係  
る退職手当管理機関が、当該退職手当の  
受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下  
この項から第6項までに同じ。)に  
対し、当該退職の日から6月以内に、当該  
退職をした者が当該一般の退職手当等の  
額の算定の基礎となる職員としての引き  
続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受  
けるべき行為をしたことを疑うに足りる  
相当な理由がある旨の通知をしたとき  
は、当該退職手当管理機関は、当該通知  
が当該相続人に到達した日から6月以内  
に限り、当該相続人に対し、当該退職を  
した者が当該一般の退職手当等の額の算  
定の基礎となる職員としての引き続いた  
在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべ  
き行為をしたと認められることを理由と  
して、当該一般の退職手当等の額(当該退  
職をした者が失業手当受給可能者であつ  
た場合には \_\_\_\_\_、失業者退職手当額を  
除く。)の全部又は一部に相当する額の納  
付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6  
月以内に第15条第5項又は前条第3項にお  
いて準用する一宮市行政手続条例第15条  
第1項の規定による通知を受けた場合に

において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6

において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には \_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には \_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6

月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合におい

て、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分

を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

付 則

1・2 略

月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合におい

て、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分

を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 略

付 則

1・2 略



- |  |  |
|--|--|
| <p>3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(一宮市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和48年一宮市条例第20号。次項及び付則第5項において「条例第20号」という。)付則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで_____の規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第3項」とする。</p> <p>4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第20号付則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2_____の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第20号付則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条_____の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 略</p> <p>7 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行</p> | <p>3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者(一宮市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和48年一宮市条例第20号。次項及び付則第5項において「条例第20号」という。)付則第3項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び付則第8項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに付則第3項」とする。</p> <p>4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者(条例第20号付則第4項の規定に該当する者を除く。)で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び付則第11項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者(条例第20号付則第5項の規定に該当する者を除く。)で第5条又は付則第9項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として付則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>6 略</p> <p>7 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行</p> |
|--|--|

うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

8 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第8項」とする。

9 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第

5条又は付則第9項」とする。

10 前2項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年一宮市条例第号)による改正前の一宮市職員の定年等に関する条例(昭和59年一宮市条例第3号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。)第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

11 一宮市職員の給与に関する条例付則第12項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

12 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年(付則第10項規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。)に達する日」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年(付則第10項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、付則第10項に規定する職員にあつては65歳とする。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

13 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。)(規則で定める

者を除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「6月」とあるのは「零月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

**【別記 参照】**

14 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の規定の適用については、第5条の3及び第8条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

15 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって付則第13項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは、「付則第13項の表の左欄に掲げる者の区分ごとと同表の右欄に掲げる年齢と退職の日

におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

16 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者であって付則第13項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

改正案

付則第10項に規定する職員以外の者	60年
付則第10項に規定する職員	65年

(一宮市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 一宮市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和48年一宮市条例第20号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
付 則 1・2 略 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)	付 則 1・2 略 (長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)



第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の一宮市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の一宮市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び付則第3項から第5項まで、付則第7条の規定による改正前の一宮市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年一宮市条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。)付則第3項、付則第8条の規定による改正前の一宮市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和48年一宮市条例第20号。以下この条及び次条において「条例第20号」という。)付則第3項から第5項まで並びに付則第9条の規定による改正前の一宮市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年一宮市条例第40号。以下この条及び次条において「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第3項の規定

第2条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の一宮市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の一宮市職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第3条から第5条の2まで、第6条及び付則第3項から第5項まで、付則第7条の規定による改正前の一宮市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年一宮市条例第39号。以下この条及び次条において「条例第39号」という。)付則第3項、付則第8条の規定による改正前の一宮市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(昭和48年一宮市条例第20号。以下この条及び次条において「条例第20号」という。)付則第3項から第5項まで並びに付則第9条の規定による改正前の一宮市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成15年一宮市条例第40号。以下この条及び次条において「条例第40号」という。)付則第12項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例付則第3項の規定

の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例 \_\_\_\_\_第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに付則第3項から第5項まで、付則第4条、付則第5条、付則第7条の規定による改正後の条例第39号付則第3項、条例第20号付則第3項から第5項まで並びに条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 略

の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104分の83.7)を乗じて得た額が、一宮市職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに付則第3項から第5項まで、付則第4条、付則第5条、付則第7条の規定による改正後の条例第39号付則第3項、条例第20号付則第3項から第5項まで並びに条例第40号付則第12項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業職員の定年等に関する条例の一部改正)

**第13条** 一宮市病院事業職員の定年等に関する条例(平成19年一宮市条例第34号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(定年) 第2条 職員の定年は、<u>年齢60年</u>とする。<u>ただし、医療業務に従事する医師の定年は、年齢65年とする。</u></p> <p>付 則</p> <p>この条例は、平成19年7月1日から施行する。</p>	<p>(定年) 第2条 職員の定年は、<u>年齢65年</u>とする。</p> <p>付 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、平成19年7月1日から施行する。</u> (<u>定年に関する経過措置</u>)</p> <p>2 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分</u></p>





額又は月額により、この条例に規定する給与との権衡を失しない範囲で管理者が定める。

額又は月額により、この条例に規定する給与との権衡を失しない範囲で管理者が定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市病院事業職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第15条** 一宮市病院事業職員の退職手当に関する条例(平成19年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、病院事業職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))を除く。以下「職員」という。)が退職し、又は死亡した場合において、その者又はその者の遺族に対して支給する。</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員_____を除く。)のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12か月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例の規定を適用する。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 退職手当は、病院事業職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項_____の規定により採用された者(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下「職員」という。)が退職し、又は死亡した場合において、その者又はその者の遺族に対して支給する。</p> <p>2 職員以外の者(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)のうち職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12か月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例の規定を適用する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市職員の再任用に関する条例の廃止)

**第16条** 一宮市職員の再任用に関する条例(平成13年一宮市条例第2号)は、廃止する。

## 付 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条中一宮市職員の退職手当に関する条例第10条第4項の改正規定並びに付則第

9条及び付則第14条 公布の日

(2) 第10条中一宮市職員の退職手当に関する条例第10条第11項の改正規定 令和4年10月1日

(勤務延長に関する経過措置)

**第2条** 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に第2条の規定による改正前の一宮市職員の定年等に関する条例(以下「旧定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第2条の規定による改正後の一宮市職員の定年等に関する条例(以下「新定年条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市長が規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)付則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該市長が規則で定める職にあつては、市長が規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定により期限が延長された職員の勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

**第3条** 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

**第4条** 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧

条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。付則第8条において同じ。)に達している者(新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の市長が規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

**第5条** 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

- 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

**第6条** 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

- 2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

**第7条** 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第3条又は第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合にお

いて、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

**第8条** 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新定年条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該市長が規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める者)を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市長が規則で定める短時間勤務の職にあっては、市長が規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

**第9条** 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、60歳とする。

(令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に関する経過措置)

**第10条** 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員は、第4条の規定による改正後の一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「新勤務条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する経過措置)

**第11条** 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。)に対する第5条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(以下この条において「新公益的法人等派遣

条例」という。)の規定の適用については、新公益的法人等派遣条例第2条第2項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

(給与に関する経過措置)

**第12条** 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。ただし、この項においては、新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一宮市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条例第4条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一宮市職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる給料月額のうち、同条例第4条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の一宮市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第13条第3項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第15条の6第3項の規定を適用する。

5 新給与条例第16条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び第2条第1項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 一宮市職員の給与に関する条例第5条第2項、第3項、第5項及び第7項から第9項まで、第8条、第9条の2第3項並びに第9条の3並びに新給与条例第5条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

7 第1項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は市長が規則で定める。

(退職手当に関する経過措置)

**第13条** 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員をいう。)に対する第10条の規定による改正後の一宮市職員の退職手当に関する条例(以下「新退職手当条例」という。)第2

条第1項の規定の適用については、同項中「者(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「者(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員」とする。

**第14条** 新退職手当条例第10条第4項の規定は、付則第1条第1号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。



一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

一宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の一部改正により、地方公務員に係る育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大及び非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和が行われることに伴い、条例で定めるべき事項を整理するため、本案を提出する。



育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)  
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。(ア)において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)  
第2条の3 略

(1)・(2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき

当該子の1歳6か月到達日

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする

\_\_\_\_\_育児休業の期間の末日とされた日  
が当該子の1歳到達日後である場合  
にあつては、当該末日とされた日)に  
おいて育児休業をしている場合又は  
当該非常勤職員の配偶者が当該子の  
1歳到達日(当該配偶者がする

\_\_\_\_\_育児休業法等による育児  
休業の期間の末日とされた日が当該  
子の1歳到達日後である場合にあつ  
ては、当該末日とされた日)において  
育児休業法等による育児休業をして  
いる場合

イ 略

にあつては、当該末日とされた日(当  
該育児休業の期間の末日とされた日  
と当該育児休業法等による育児休業  
の期間の末日とされた日が異なると  
きは、そのいずれかの日))の翌日(当  
該配偶者がこの号に掲げる場合又は  
これに相当する場合に該当して育児  
休業法等による育児休業をする場合  
にあつては、当該育児休業法等によ  
る育児休業の期間の末日とされた日  
の翌日以前の日)を育児休業の期間  
の初日とする育児休業をしようとする  
場合

イ 当該子について、当該非常勤職員  
が当該子の1歳到達日(当該非常勤職  
員が前号に掲げる場合に該当してす  
る育児休業の期間の末日とされた日  
が当該子の1歳到達日後である場合  
にあつては、当該末日とされた日)に  
おいて育児休業をしている場合又は  
当該非常勤職員の配偶者が当該子の  
1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げ  
る場合又はこれに相当する場合に該  
当してする育児休業法等による育児  
休業の期間の末日とされた日が当該  
子の1歳到達日後である場合にあつ  
ては、当該末日とされた日)において  
育児休業法等による育児休業をして  
いる場合

ウ 略

エ 当該子について、当該非常勤職員  
が当該子の1歳到達日(当該非常勤職  
員が前号に掲げる場合に該当してす  
る育児休業の期間の末日とされた日  
が当該子の1歳到達日後である場合  
にあつては、当該末日とされた日)後  
の期間においてこの号に掲げる場合  
に該当して育児休業をしたことがな  
い場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号 のいずれにも該当するとき

\_\_\_\_\_とする。

(1)・(2) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

\_\_\_\_\_ 次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して育児休業法等による育児休業をする場合にあつては、当該育児休業法等による育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)・(3) 略

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合



## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の第3条第5号の規定により申出を行った職員に対する同条(同号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。



一宮市手数料条例の一部改正について

一宮市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の一部改正に伴い同法の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料を新設し、並びに都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)の一部改正に伴い都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の区分及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の区分の一部を削除し、並びに例規整備を行うため、本案を提出する。

一宮市手数料条例の一部を改正する条例

一宮市手数料条例(平成12年一宮市条例第12号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(56) 略</p> <p>(57) 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請手数料 1件につき120,000円</p> <p>(57)の2 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請手数料 1件につき160,000円</p> <p>(58)～(62)の3 略</p> <p>(62)の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料 1件につき120,000円</p> <p>(62)の5 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料 1件につき160,000円</p> <p>(62)の6～(72) 略</p> <p>(72)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第72号の3の2までにおいて「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 1戸につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(72)の3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定によるものを除く。) 1戸につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定め</p>	<p>(手数料の種類、金額等)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(56) 略</p> <p>(57) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請手数料 1件につき120,000円</p> <p>(57)の2 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物建築許可申請手数料 1件につき160,000円</p> <p>(58)～(62)の3 略</p> <p>(62)の4 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料 1件につき120,000円</p> <p>(62)の5 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可申請手数料 1件につき160,000円</p> <p>(62)の6～(72) 略</p> <p>(72)の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下この号から第72号の3の2までにおいて「長期優良住宅普及促進法」という。)第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料 1戸につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(72)の3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料(長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定によるものを除く。) 1戸につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定め</p>

<p>る額</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(72)の3の2 略</p> <p>(72)の4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「低炭素化促進法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(以下この号において「低炭素建築物新築等計画認定申請手数料」という。) 1件につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>(72)の5・(72)の6 略</p> <p>(72)の7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この号から第72号の10までにおいて「建築物省エネ法」という。)第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料(以下この号において「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料」という。) 1の建築物につき次の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>(72)の8～(77) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>る額</p> <p>【別記2 参照】</p> <p>(72)の3の2 略</p> <p>(72)の4 略</p> <p>【別記3 参照】</p> <p>(72)の5・(72)の6 略</p> <p>(72)の7 略</p> <p>【別記4 参照】</p> <p>(72)の8～(77) 略</p> <p>2・3 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

区分		手数料の額	
住宅の	略		
新築に係るもの	共同住宅等	1棟の総戸数が	
	(共同住宅、長屋その他	5戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が	略
	一戸建ての	5戸を超え10戸	
	住宅以外の	以下のもの	
住宅をいう。	1棟の総戸数が	略	

	以下この号、	<u>10戸を超え30</u>	
	次号、第72	<u>戸以下のもの</u>	
	号の4、第72	<u>1棟の総戸数が</u>	略
	号の5及び第	<u>30戸を超え50</u>	
	72号の7から	<u>戸以下のもの</u>	
	第72号の9ま	<u>1棟の総戸数が</u>	略
	でにおいて	<u>50戸を超え100</u>	
	同じ。)	<u>戸以下のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が</u>	略
		<u>100戸を超え</u>	
		<u>200戸以下のも</u>	
		<u>の</u>	
		<u>1棟の総戸数が</u>	略
		<u>200戸を超え</u>	
		<u>300戸以下のも</u>	
		<u>の</u>	
		<u>1棟の総戸数が</u>	略
		<u>300戸を超える</u>	
		<u>もの</u>	
住宅の	略		
増築又	共同住宅等	<u>1棟の総戸数が</u>	略
は改築		<u>5戸以下のもの</u>	
に係る		<u>1棟の総戸数が</u>	略
もの		<u>5戸を超え10戸</u>	
		<u>以下のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が</u>	略
		<u>10戸を超え30</u>	
		<u>戸以下のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が</u>	略
		<u>30戸を超え50</u>	
		<u>戸以下のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が</u>	略
		<u>50戸を超え100</u>	
		<u>戸以下のもの</u>	
		<u>1棟の総戸数が</u>	略
		<u>100戸を超え</u>	
		<u>200戸以下のも</u>	
		<u>の</u>	
		<u>1棟の総戸数が</u>	略

	200戸を超え 300戸以下のもの	
	1棟の総戸数が 300戸を超えるもの	略

改正案

区分		手数料の額	
住宅の	略		
新築に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請	共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号、次号、第72号の4、第72号の5及び第72号の7から第72号の9までにおいて同じ。）	1棟の総戸数が5以下のもの	略
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	略
		1棟の総戸数が11以上30以下のもの	略
		1棟の総戸数が31以上50以下のもの	略
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	略
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	略
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	略
		1棟の総戸数が301以上のもの	略
住宅の	略		
増築又は改築に係る長期優良住宅建築等	共同住宅等	1棟の総戸数が5以下のもの	略
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	略
		1棟の総戸数が	略

計画の 認定の 申請	11以上30以下 のもの	
	1棟の総戸数が 31以上50以下 のもの	略
	1棟の総戸数が 51以上100以下 のもの	略
	1棟の総戸数が 101以上200以 下のもの	略
	1棟の総戸数が 201以上300以 下のもの	略
	1棟の総戸数が 301以上のもの	略
長期優 良住宅	一戸建ての住宅	75,300円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、19,100円)
維持保 全計画 の認定 の申請	共同住宅等	1棟の総戸数が 5以下のもの
		163,100円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、27,700円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 6以上10以下の もの	254,900円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、41,200円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 11以上30以下 のもの	493,500円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、54,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 31以上50以下 のもの	875,600円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、93,000円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 51以上100以下 のもの	1,497,900円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、152,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 101以上200以 下のもの	2,762,500円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、244,800円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 201以上300以 下のもの	3,942,700円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、298,500円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

	1棟の総戸数が301以上のもの	4,827,600円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、317,700円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
--	-----------------	---

【別記2】

現行

区分		手数料の額	
新築の住宅について長期優良住宅普及促進法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	略		
	共同住宅等	1棟の総戸数が5戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が10戸を超え30戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が30戸を超え50戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が300戸を超えるもの	略
住宅の増築又は改築について長期優良住宅普及促進法	略		
	共同住宅等	1棟の総戸数が5戸以下のもの	略
		1棟の総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	略

第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅普及促進法第9条第1項又は第3項の規定によるもの以外の変更の認定の申請	1棟の総戸数が	略
	10戸を超え30戸以下のもの	
	1棟の総戸数が	略
	30戸を超え50戸以下のもの	
	1棟の総戸数が	略
	50戸を超え100戸以下のもの	
1棟の総戸数が	略	100戸を超え200戸以下のもの
1棟の総戸数が	略	300戸を超えるもの

改正案

区分		手数料の額	
新築の住宅について    長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る長期優良住宅普	略		
	共同住宅等	1棟の総戸数が	略
		5以下のもの	
		1棟の総戸数が	略
		6以上10以下のもの	
		1棟の総戸数が	略
		11以上30以下のもの	
		1棟の総戸数が	略
31以上50以下のもの			
	1棟の総戸数が	略	51以上100以下のもの



及促進法 第9条第1 項又は第 3項の規 定による もの以外 の変更の 認定の申 請		1棟の総戸数が 101以上200以 下のもの	略	
		1棟の総戸数が 201以上300以 下のもの	略	
		1棟の総戸数が 301以上のもの	略	
住宅の増 築又は改 築につい て_____	共同住宅 等	1棟の総戸数が 5以下のもの	略	
		1棟の総戸数が 6以上10以下の もの	略	
		1棟の総戸数が 11以上30以下 のもの	略	
	_____長期 優良住宅 建築等計 画の認定 を受けた 住宅に係 る長期優 良住宅普 及促進法 第9条第1 項又は第 3項の規 定による もの以外 の変更の 認定の申 請		1棟の総戸数が 31以上50以下 のもの	略
			1棟の総戸数が 51以上100以下 のもの	略
			1棟の総戸数が 101以上200以 下のもの	略
			1棟の総戸数が 201以上300以 下のもの	略
			1棟の総戸数が 301以上のもの	略
長期優良 住宅維持	一戸建ての住宅		33,400円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、5,200円)	
保全計画 の認定を 受けた住	共同住宅 等	1棟の総戸数が 5以下のもの	78,200円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、10,500円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額	

宅に係る 変更の認 定の申請	1棟の総戸数が 6以上10以下の もの	125,500円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、18,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 11以上30以下 のもの	246,000円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、26,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 31以上50以下 のもの	440,900円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、49,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 51以上100以下 のもの	758,000円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、85,300円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 101以上200以 下のもの	1,399,600円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、140,600円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 201以上300以 下のもの	1,995,000円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、172,900円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額
	1棟の総戸数が 301以上のもの	2,439,400円(登録性能評価機関が確認した場合にあっては、184,400円)を当該1棟の共同住宅等について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額

【別記3】

現行

区分			手数料の額
低炭素化促進法第 54条第1項各号に 掲げる基準に適合 すると愛知県知事 が定める機関が認 めた場合又は当該 基準に適合するこ とを証する書類と して愛知県知事が 定めるものが添付 されている場合 (以下この表及び 次号の表において 「適合性確認機関	共同住 宅等	住戸のみ 申請に係る戸数が1戸のもの	5,200円
		申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,300円
		申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,500円
		申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,100円
		申請に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,800円
		申請に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの	87,300円
		申請に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの	138,100円
		申請に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの	174,400円
		申請に係る戸数が301戸以上のもの	186,100円
	建築物全	1棟の戸数が1戸のもの	5,200円

が認めた場合等」 という。)	体又は建 築物全体 及び住戸 に係るも の	1棟の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,300円			
		1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,500円			
		1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,100円			
		1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,800円			
		1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	87,300円			
		1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	138,100円			
		1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	174,400円			
		1棟の総戸数が301戸以上のもの	186,100円			
略						
その他の場合	共同住 宅等	住戸のみ に係るも の	申請に係る戸数が1戸のもの	37,100円		
			申請に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの	74,900円		
			申請に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの	105,400円		
			申請に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの	148,300円		
			申請に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの	213,000円		
			申請に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの	305,200円		
			申請に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの	413,500円		
			申請に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの	542,100円		
			申請に係る戸数が301戸以上のもの	636,500円		
			建築物全 体又は建 築物全体 及び住戸 に係るも の	1棟の戸数が1戸のもの	37,100円	
				1棟の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	74,900円	
				1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	105,400円	
				1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	148,300円	
				1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	213,000円	
				1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	305,200円	
				1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	413,500円	
				1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	542,100円	
			1棟の総戸数が301戸以上のもの	636,500円		
			略			
			備考			
<p>1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場</p>						

合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1)～(3) 略

改正案

区分		手数料の額	
低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合 (以下この表及び次号の表において「適合性確認機関が認めた場合等」という。)	略		
	共同住	1棟の戸数が1のもの	5,200円
	宅等	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	10,300円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,500円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	29,100円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	48,800円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	87,300円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	138,100円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,400円
		1棟の総戸数が301以上のもの	186,100円
略			
その他の場合	略		
	共同住	1棟の戸数が1のもの	37,100円
	宅等	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	74,900円
		1棟の総戸数が6以上10以下のもの	105,400円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	148,300円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	213,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305,200円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	413,500円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	542,100円
		1棟の総戸数が301以上のもの	636,500円
略			
備考			
1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の_____申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。 (1)・(2) 略			
2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の_____申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場			

合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1)～(3) 略

【別記4】

現行

			区分	手数料の額	
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1戸のもの	5,200円	
			申請に係る戸数が2以上5以下のもの	10,300円	
			申請に係る戸数が6以上10以下のもの	17,500円	
			申請に係る戸数が11以上25以下のもの	29,100円	
			申請に係る戸数が26以上50以下のもの	48,800円	
			申請に係る戸数が51以上100以下のもの	87,300円	
			申請に係る戸数が101以上200以下のもの	138,100円	
			申請に係る戸数が201以上300以下のもの	174,400円	
			申請に係る戸数が301以上のもの	186,100円	
			建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の戸数が1のもの	5,200円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	10,300円			
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	17,500円			
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	29,100円			
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	48,800円			
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	87,300円			
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	138,100円			
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	174,400円			
	1棟の総戸数が301以上のもの	186,100円			
	略				
	その他の場合	共同住宅等	住戸のみに係るもの	申請に係る戸数が1のもの	37,100円
申請に係る戸数が2以上5以下のもの				74,900円	
申請に係る戸数が6以上10以下のもの				105,400円	
申請に係る戸数が11以上25以下のもの				148,300円	
申請に係る戸数が26以上50以下のもの				213,000円	
申請に係る戸数が51以上100以下のもの				305,200円	
申請に係る戸数が101以上200以下のもの				413,500円	
申請に係る戸数が201以上300以下のもの				542,100円	
申請に係る戸数が301以上のもの				636,500円	
建築物全体又は建				1棟の戸数が1のもの	37,100円
	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	74,900円			

	建築物全体及び住戸に係るもの	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	105,400円
		1棟の総戸数が11以上25以下のもの	148,300円
		1棟の総戸数が26以上50以下のもの	213,000円
		1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305,200円
		1棟の総戸数が101以上200以下のもの	413,500円
		1棟の総戸数が201以上300以下のもの	542,100円
		1棟の総戸数が301以上のもの	636,500円
略			
備考			
<p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸に係る申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>			

### 改正案

		区分	手数料の額
建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として愛知県知事が定めるものが添付されている場合(以下この表及び次号の表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。)	略	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの
			1棟の総戸数が11以上25以下のもの
			1棟の総戸数が26以上50以下のもの
			1棟の総戸数が51以上100以下のもの
			1棟の総戸数が101以上200以下のもの
			1棟の総戸数が201以上300以下のもの
			1棟の総戸数が301以上のもの
		略	
その他の場合	略	共同住宅等	1棟の戸数が1のもの
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの

	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	105,400円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	148,300円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	213,000円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	305,200円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	413,500円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	542,100円
	1棟の総戸数が301以上のもの	636,500円
	略	
備考		
<p>1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の_____申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(その他の場合における共同住宅等の_____申請に係るものに限る。)について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>		

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項第72号の2、第72号の3、第72号の4及び第72号の7の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。

議案第73号

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

提案理由

一宮稲沢北IC西部(第2地区)地区整備計画区域及び大和町妙興寺地区整備計画区域における建築物の制限に関し必要な事項を新たに定めるため、本案を提出する。



一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

一宮市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(平成20年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第3条関係) 【別記1 参照】 別表第2(第4条―第9条の2関係) 【別記2 参照】	別表第1(第3条関係) 【別記1 参照】 別表第2(第4条―第9条の2関係) 【別記2 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記1】

現行

名称	区域
略	
外崎地区整備計画区域	略

改正案

名称	区域
略	
外崎地区整備計画区域	略
一宮稲沢北IC西部(第2地区)地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された一宮稲沢北IC西部(第2地区)地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
大和町妙興寺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大和町妙興寺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域

【別記2】

現行

対象区域	制限
略	
外崎地区整備計画区域A地区	略
B地区	略

改正案

対象区域	制限	
略		
外崎地区整備計画区域	A地区 B地区	略
一宮稲沢北IC西部(第2地区)地区整備計画区域の全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 工場(標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。ただし、法別表第2(ぬ)項第3号(8の3)、(13)及び(13の2)並びに(る)項第1号に掲げるものを除く。) (2) 研究開発施設(標準産業分類に掲げる大分類E—製造業に属するものに限る。) (3) 物流施設(法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。) (4) 前3号の建築物に附属するもの(法別表第2(る)項第2号に掲げるものを除く。)
	敷地面積の最低限度	3,000平方メートル
	壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、4メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号に掲げるすべての要件を満たす場合は、この限りでない。 (1) 守衛室等の用途に供するものであること。 (2) 軒の高さが2.5メートル以下であること。 (3) 床面積の合計が5平方メートル以下であること。
大和町妙興寺地区整備計画区域の全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3で定めるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。)
	高さの最高限度	1 12メートル 2 建築物の各部分の高さについては、12メートルを最高限度として、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えた数値
	敷地面積の最低限度	200平方メートル

壁面の位置の制限	<p>外壁等の面から道路境界線及び敷地境界線までの距離は、1メートル以上であること。ただし、その距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 地下が設けられている建築物の地下部分であること。</p> <p>(3) 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するものであること。</p>
----------	---

### 付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 台 数 2台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 97,900,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号  
株式会社モリタ 名古屋支店

電子黒板の売買契約の締結について

次のとおり一宮市立小中学校において使用する電子黒板の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 電子黒板
- 2 数 量 339台
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 50,307,939円
- 5 契約の相手方 一宮市富士2丁目2番22号  
株式会社ベガシステムズ

損害賠償の額の決定について

一宮市立市民病院における医療過誤に対する損害賠償請求事案に係る損害賠償の額の決定について、一宮市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年一宮市条例第41号)第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

1 本件事案の概要

相手方(当時72歳)は、令和2年10月9日、胸部圧迫感により一宮市立市民病院の救急外来を受診し、不安定狭心症疑いのため緊急入院した。入院後、投薬治療により胸部症状は安定していた。同日行った冠動脈造影検査により、右冠動脈に狭窄が見つかったため、経皮的冠動脈形成術が施行された。術中に生じた血圧低下に対して、ノルアドレナリン原液1mgを生理食塩水で20mlに希釈し、そのうち1ml(0.05mg)を静脈内注射すべきところ、誤ってノルアドレナリン原液1mgを静脈内注射したため、一過性に血圧の著明な上昇を生じた。同日、当該手術から6時間後に左片麻痺、意識障害が出現し、頭部CTにより脳出血と診断され、止血剤点滴、人工呼吸管理等の治療を行ったが、同月11日に死亡した。脳出血を発症し死亡に至った原因が、ノルアドレナリンの過剰投与によるものである可能性が高いことから、診療契約上の義務違反に当たるとして、一宮市に対して、損害賠償を求められたため、相手方と一宮市との間で協議を重ねた結果、損害賠償の額の合意に至ったものである。

2 和解条項

- (1) 一宮市は相手方に対して、本件医療事故の損害賠償金として金2,995万8,066円の支払義務があることを認め、同金員を令和4年10月末日限り、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は一宮市の負担とする。
- (2) 相手方と一宮市は、前号の金員の支払をもって、本件医療事故について一切解決したものとし、相手方と一宮市及びその被用者の間には何らの債権債務も存在しないことを確認する

3 損害賠償の額

金29,958,066円

認定第1号

令和3年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について

令和3年度愛知県一宮市水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

認定第2号

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康



認定第3号

令和3年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について

令和3年度愛知県一宮市病院事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項及び第2項第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和 62 年 3 月 23 日議決)

1 第 1 項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 4. 6. 16	令和 4. 5. 13	交通事故	なし	健康支援課

2 第 2 項第 3 号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 4. 6. 7	令和 4. 4. 6	車両損傷事故	27,366円	27,366円	維持課
令和 4. 6. 13	令和 4. 4. 22	車両損傷事故	74,047円	74,047円	維持課

報告第17号

令和3年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について

令和3年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和3年度愛知県一宮市水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳	
					企業債	一般財源		企業債	一般財源		企業債	一般財源
1 資本的支出	1 建設改良費	西島町5丁目地内 ほか配水管改良工事	元	33,000,000	33,000,000	—	33,000,000	33,000,000	0	0	0	0
			2	362,000,000	362,000,000	—	362,000,000	362,000,000	0	0	0	0
			3	175,000,000	175,000,000	—	173,741,800	173,741,800	0	1,258,200	1,258,200	0
			計	570,000,000	570,000,000	—	568,741,800	568,741,800	0	1,258,200	1,258,200	0

報告第18号

令和3年度愛知県一宮市病院事業会計継続費の精算報告について

令和3年度愛知県一宮市病院事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和3年度愛知県一宮市病院事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全 体 計 画			実 績			比 較					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳		年度	支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年度	年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	そ の 他			企 業 債	そ の 他			企 業 債	そ の 他
1 市民病院 資本的支出	1 建設改良費	北館・南館 (A・B棟) 改修工事 監理事業	30	円 7,320,000	円 -	円 7,320,000	30	円 3,540,000	円 -	円 3,540,000	30	円 3,780,000	円 -	円 3,780,000
			元	33,870,000	-	33,870,000	元	33,650,000	-	33,650,000	元	220,000	-	220,000
			2	32,960,000	-	32,960,000	2	33,650,000	-	33,650,000	2	△ 690,000	-	△ 690,000
			3	17,402,000	-	17,402,000	3	17,720,000	-	17,720,000	3	△ 318,000	-	△ 318,000
			計	91,552,000	-	91,552,000	計	88,560,000	-	88,560,000	計	2,992,000	-	2,992,000
		北館・南館 (A・B棟) 改修事業	元	353,050,000	-	353,050,000	元	313,350,000	-	313,350,000	元	39,700,000	-	39,700,000
			2	275,870,000	-	275,870,000	2	264,293,000	-	264,293,000	2	11,577,000	-	11,577,000
			3	259,899,000	-	259,899,000	3	208,042,400	-	208,042,400	3	51,856,600	-	51,856,600
			計	888,819,000	-	888,819,000	計	785,685,400	-	785,685,400	計	103,133,600	-	103,133,600

## 令和3年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和3年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。



## 令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和3年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

## 令和3年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和3年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和4年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和3年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。